

令和 7 年 4 月 泉南市農業委員会定例会

令和 7 年 4 月 4 日 午後 1 時 3 0 分
市役所別館 1 階 会議室 1・2

・ 出 席 委 員

(農業委員)

山 下 博	岩 本 和 夫	奥 田 清
宮 内 栄 作	東 和 宏	池 上 安 夫
森 谷 豊	南 直 樹	上 野 寛 治
立 道 智 恵	湊 聡 美	

(推進委員)

松 本 一 美	宮 下 明	向 井 彰 一
戎 野 繁		

・ 欠 席 委 員

(農業委員) 伊 藤 喜 久

(推進委員) 西 浦 賢 二 太 佐 博

事 務 局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年 4 月 泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、伊藤委員より欠席の届出が出ております。出席委員については 12 名中 11 名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、西浦委員、太佐委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は 4 名となっております。会議に先立ち、4 月 1 日付で事務局職員に人事異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

職員挨拶

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、泉南市農業委員会 4 月定例会にご参加いただきありがとうございます。

会 長

さて、本年度より若干の変更等がございますので、簡単に説明させていただきます。詳しくは後ほど協議会にて事務局より説明させていただきます。

まず、農地の貸し借りについてです。これまでは「農業経営基盤強化促進法」という法律のもとで利用集積計画という形で貸借されていましたが、令和5年4月に法律が改正され、暫定猶予期間が令和7年3月末で終了いたしました。今後は「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、「中間管理機構」（いわゆる農地バンク）、大阪府におきましては「一般社団法人 大阪府みどり公社」を介して農地の貸借を行います。最終的には大阪府の承認を得る必要がある為、今までより非常に時間を要する手順に変更されております。もう一つの進め方として、農地法第3条を活用した使用貸借や賃貸借等による利用権設定という方法が可能です。こちらの方が手続きは容易なのですが、その後の管理方法が難しいのではという懸念がございます。今後はこの2つの方法での貸借をしていくことになります。

もう1つは、地域計画についてです。昨年度、各地区の話し合いの中で今後、残すべき農地のエリアを決めていただいております。そのエリア内で転用申請があった場合の手続きが若干ややこしくなります。まず、地域計画対象地から除外する手続きが必要となります。基本的に残すべき農地として決めておりますが、真にやむを得ない案件については承認する事と考えております。もしそういった話があれば、事前に事務局に相談し、今後の対応を決めていただきたいと思います。

こういった変更がありますので、事務局の作業が煩雑になろうかと思っておりますので、ご協力よろしくお願いします。

さて、本日は議案が3件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願いします。

会 長

それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、11番 南委員、
13番 立道委員にお願いいたします。
 以上で議事録署名委員の指名を終わります。

事 務 局 それでは、令和7年議案第9号について朗読する。議案第9号につき
まして、事務局の方から説明させていただきます。〇〇委員は足の調子が良
くない為、定例会に通うのも大変で、農業委員の活動は困難という理由
から辞任届が提出されました。市長の承認も得られた為、議案に挙げさ
せていただきました。2期目という事で長く活躍していただいていたの
で、途中での退任は非常に残念ですが、今後は体調を整えていただきた
いと思います。

会 長 実は半年ほど前から申し入れがあったのですが、こちらからもう少し
様子をみて欲しいとお願いをしておりましたが、3月末をもって退任と
いう事となりました。市長の承認も得ておりますので、問題なからうか
と思います。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質
問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。
 それでは質疑がないようですので、議案第9号は原案どおり同意して
ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第9号に賛成の方は挙手をお願いし
ます。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のと
おり同意することといたします。

会 長 それでは、令和7年議案第10号「農地法第3条の規定による許可申
請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和7年議案10号2件について朗読する。令和7年議案第10号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告させていただきます。No. 1につきましては、担当委員が欠席の為、事務局より後ほど報告させていただきます。No. 2につきましては、〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。譲渡人は84歳と高齢の方です。譲受人は譲渡人の弟の息子で、甥にあたります。弟一家は家族3名で農業をされております。現況は、当該地周辺の開発予定の関係から、今年は、米は作っておらず、去年の米あとの状態です。問題ありません。

事務局 ありがとうございます。No. 1につきまして報告させていただきます。去年の12月の協議会にて生産緑地の斡旋依頼のあった農地ですが、申し出者がおりませんでした。通常ですと、買い取り申し出の無かった場合、転用される事が多いのですが、今回は3条申請による生前贈与の所有権移転となりました。申請者については親戚のようで、譲受人は90歳と高齢ではありますが、自家野菜を耕作するとのことでした。

No. 2につきまして補足説明させていただきます。先ほどの報告にもありましたように、譲渡人と譲受人は叔母、甥の関係で、生前贈与です。譲受人は岡中地区でも指折りの農家です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第10号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和7年議案第11号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和7年議案第11号1件について朗読する。議案11号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願いします。

〇 〇 委 員 報告します。現況は鋤いて、ひと畝だけですがマルチをかけてやり始めているので、継続してやってくれると思います。

事 務 局 ありがとうございます。議案第11号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

昨年まではヤミでキャベツ農家さんに耕作してもらっていましたが、高齢により経営規模縮小のため耕作できないとの事で、貸し手から耕作者を探してもらえないかと事務局に相談ありました。〇〇委員に相談したところ、農業塾の塾生に地元で耕作したいと意気込んでいる方がいるとの事で、先月3月の修了を待ってようやく今回の申請地となりました。3月に修了したばかりで、耕作に関してはまだまだ新米ですが、塾で学んだ、沢山の種類の野菜を夏も冬も植え付けしたいと意気込んでおり、〇〇委員を中心に塾のOBの方々で支えていって頂ければと思います。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問ご意見ございますか。

会 長 借り手はおいくつぐらいの方ですか。

事 務 局 40代くらいです。

会 長 1反半ほどありますが大丈夫そうですか。

〇 〇 委 員 定期的に見に行く予定です。現在も個人的に連絡を取って現況を確認

〇〇委員 できるようにはしています。

会 長 補足ですが、会議の初めに土地の貸借は中間管理機構に委ねる方法と、農地法３条の２つの方法があると説明しましたが、こちらについては都市農地、いわゆる市街化の生産緑地の貸借ですので、対象外となります。ですので、今までどおり「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第４条第１項の規定による事業計画」に基づいて貸借を行います。

会 長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第１１号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第１１号に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第１１号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和７年報告第６号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和７年報告第６号２件について朗読する。報告第６号について事務局から補足説明をさせていただきます。

 No. １については、近隣の住民に駐車場として貸借するとの事です。

 No. ２については、譲受人は分譲を中心とした不動産会社で、周辺も分譲開発する予定です。

会 長 ありがとうございました。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. １についてですが、道には接しているんですか。

事務局 接してはいないですが、入り口はあります。

会長 No. 2 についてですが、周辺ですでに転用した所はあるんですか。

事務局 下のところはすでに。

会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第 6 号を終了します。

会長 続きまして令和 7 年報告第 7 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和 7 年報告第 7 号 1 件について朗読する。報告第 7 号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。
先日、〇〇委員と現地確認を行いました。①番は自家野菜の作付け
②番は米跡を確認しましたので問題ありません。以上です。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に質問がないようですので、以上で報告第 7 号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして 4 月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、5 月 7 日（水）場所は、市役所別館 1 階 会議室 1・2 です。どうも長時間ありがとうございました。

午後 1 時 5 5 分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和7年4月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____